

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第14号

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例施行規則（平成25年新潟県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人) 第4条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1) (略) (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（ <u>同条第4項に規定する行政執行法人を除く。</u> ） (3)～(6) (略)	(県又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う法人) 第4条 条例第2条第4項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 (1) (略) (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（ <u>同条第2項に規定する特定独立行政法人を除く。</u> ） (3)～(6) (略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。